

社会福祉法人陵風会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人陵風会（以下「法人」という）の理事長、理事及び監事並びに評議員（以下「役員等」という）の報酬の支給について定めることを目的とする。

(報酬の種類)

第2条 非常勤の役員及び評議員の報酬は、日当とする。

(報酬の支給)

第3条 役員及び評議員の報酬は、その全額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額からその金額を控除して支払うものとする。

(報酬)

第4条 非常勤役員等の報酬は、次のとおりとする。

- (1) 理事会・評議員会等出席ごとに1日あたり10,000円支給する。ただし鹿児島市以外から出席する等の理由などで、移動時間を含め1日の大半を必要とする場合については、1日当たり30,000円を支給する。また、交通費が必要な役員等については、その実費相当分をさらに支給する。監事監査及び指導監査の役員立会い等においても同額を支給する。
- (2) 理事長には月額200,000円の報酬を支給する。

(端数の処理)

第5条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(実施に必要な事項)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は平成15年12月1日から適用する。

この規程は平成18年4月1日から適用する。

この規程は平成27年6月1日から適用する。